

# 相談支援従事者研修について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
地域生活支援班

## 本講義の構成

1. 相談支援従事者初任者研修について
2. 相談支援従事者現任研修について
3. 主任相談支援専門員研修について
4. 相談支援従事者専門コース別研修について

# 1. 相談支援従事者初任者研修について

## 相談支援従事者初任者研修について①

### 1. 受講対象者

(1) 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所（以下「相談支援事業所等」という）において「相談支援専門員」として従事しようとする者

(2) 市町村職員（障害児者の相談支援に関わる者）

※受講に必要な実務経験等はありませんが、障害福祉サービス事業所等での勤務の御経験があることをお勧めします。

### 2. 受講期間

(1) 講義：3日間（講義及び演習1日を含む）

(2) 演習：4日間（現地・対面式）

### 3. 令和6年度実施予定時期

(1) 受講申し込み受付: 令和6年5月頃

(2) 講義: 令和6年6月～7月

(3) 演習: 令和6年8月～11月

※上記スケジュールが変更となる場合もあります。

### 4. 「講義及び演習」の実施日・場所について(予定)

(1) 実施予定日: 未定(7月ごろ)

(2) 会場: 未定

## 2. 相談支援従事者現任研修について

## 相談支援従事者現任研修について①

### 1. 受講対象者

- (1) 都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)」の修了者のうち、原則として令和6年度又は令和7年度中に当研修を受講しないと資格失効となる者。
- (2) 千葉県内の事業所で障害児者の相談支援に従事しているか、今後従事する予定のある者。

(注) サービス管理責任者等基礎研修に含まれる「相談支援従事者初任者研修(講義2日)」は受講の対象外です。

### 2. 受講期間

- (1) 講義: 1日間(オンデマンド配信、現地受講方式)
- (2) 演習: 3日間(現地・対面式)

## 相談支援従事者現任研修について

### 3. 受講要件

- (1) 初めて現任研修を受講する方  
過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。
- (2) 現任研修の受講が2回目以降の方  
過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があることまたは  
受講する時点で、現に相談支援業務に従事していること  
(例: 相談支援事業所、基幹相談支援センター 等)

(注意) グループホームや通所サービス利用者の「悩み相談に乗る」などは相談支援業務には当たりません。

(注) 令和2年4月1日前5年間において、初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員研修を修了した方は、初回の現任研修について上記要件を満たす必要はありません。

### 4. 現任研修を受講すべき期日

初任者研修の修了年度からカウントする。

平成30年度初任研修了：令和5年度 ⇒ 令和10年度 ⇒ …

令和元年度初任研修了：令和6年度 ⇒ 令和11年度 ⇒ …

**(注意) 現任研修を終えてから5年間ではありません！**

### 5. 令和6年度実施予定時期

(1) 受講申し込み受付：令和6年9月頃

(2) 講義：令和6年11月

(3) 演習：令和6年12月～令和7年2月

※上記スケジュールが変更となる場合もあります。

## 3. 主任相談支援専門員研修について

## 主任相談支援専門員研修について①

### 1. 受講対象者

千葉県内に所在する事業所に勤務する相談支援専門員であって、以下の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす者として市町村や地域の自立支援協議会から推薦があった方。

- (1) 障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者
- (2) 相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援又は障害児相談支援の業務(※)に通算3年以上従事した者

※相談支援専門員として、以下のいずれかの事業所において従事した期間  
ア 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所(以下「地域相談支援事業所等」という。)  
イ 地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業(委託相談)  
ウ 基幹相談支援センター

## 主任相談支援専門員研修について②

### 1. 受講対象者(続き)

(3) 次の①～③のいずれかを満たしていること

- ① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において、現に障害者相談支援に関する指導的役割を担っており、また引き続き担うことが予定されていること。
- ② 千葉県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において、研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県及び市町村が適当と認める者。

(4) 千葉県における相談支援従事者研修(主任相談支援専門員研修を含む)への協力(企画や講師としての参加、実習時の受講生の受入及び助言・指導)について同意していること。

## 2. 受講期間

講義及び演習：5日間（対面式）

## 3. 令和6年度実施予定時期

（1）受講申し込み受付：令和6年8月頃

（2）講義及び演習：令和6年9月～10月

※上記スケジュールが変更となる場合もあります。

## 4. 相談支援従事者専門コース別研修について

## 相談支援従事者専門コース別研修について

- ア. 精神障害者支援
- イ. 発達障害者支援
- ウ. 意思決定支援
- エ. 障害児支援

### (1)実施目的

各特性に応じた支援が提供できる相談支援従事者を養成することを目的とする。  
なお、「ア. 精神障害者支援」は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の報酬における「**精神障害者支援体制加算**」の要件となる研修として、千葉県知事が認める研修となる。

### (2)研修期間

ア、エは2日間、イ、ウは1日間

### (3)受講対象者

相談支援の第一義的窓口である指定一般・特定・障害児相談支援事業所の相談支援専門員

### (4)実施予定時期

- ①受講申し込み受付: 令和6年12月頃
- ②講義及び演習: 令和7年1月、2月

※上記スケジュールが変更となる場合もあります。

## 最後に・・・

相談支援従事者の研修をはじめ、障害福祉に関する研修について  
下記千葉県庁公式ホームページで掲載しています。

スケジュールは変更となる場合がありますので、定期的に確認くださ  
るようお願いいたします。

**障害福祉に関する研修／千葉県**

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/index.html>

ご視聴ありがとうございました。